このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。	に長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。 このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。
２～５　（略）	２～５　（略）
第14　家きんの再導入	第14　家きんの再導入
１～３　（略）	１～３　（略）
４　都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、第２－１の２の⑸に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに都道府県に報告するものとする。	４　都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、第２－１の２の⑸に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに都道府県に報告するものとする。 再導入後の立入検査等で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う。
５　都道府県は、１及び４の再導入前後の立入検査で飼養衛生管理基準の不遵守を認めた場合には、飼養衛生管理等支援等システム等を活用して、改善されるまで指導等を行うとともに、必要に応じて、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う。また、家きんの所有者又は飼養衛生管理者に対して、指摘された事項について自ら改善状況を取りまとめ、報告するよう指導する。なお、指摘事項がない場合であっても、その旨を報告するよう指導する。都道府県は報告内容を確認の上、動物衛生課に報告する。	（新設）
第15～第17　（略）	第15～第17　（略）

飼養衛生管理指導等指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３の３第３項の規定に基づき、飼養衛生管理指導等指針の一部を令和７年10月１日付けで次のように変更したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

令和７年10月１日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向	**第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向**
Ⅰ・Ⅱ　（略）	**Ⅰ・Ⅱ**　（略）
Ⅲ　国内外における家畜伝染病の発生状況	**Ⅲ　国内外における家畜伝染病の発生状況**
１　国内における家畜伝染病の発生状況	１　国内における家畜伝染病の発生状況
⑴　（略）	⑴　（略）